

裾野市優良屋外広告物の表彰に関する実施要綱

1 目的

富士山などの眺望景観や自然景観に調和したデザインの広告物や、景観形成に配慮しまち並みと調和したデザインの広告物などを優良屋外広告物として表彰し、その内容を広く公開することで、屋外広告物に対する市民および事業者の意識高揚を図ることを目的とする。

2 表彰の対象

広告主、製作者及び推薦者とする。

3 表彰の種類

優良デザイン部門、景観協力部門の2部門とする。各部門の詳細は以下のとおりとする。

(1) 優良デザイン部門

裾野市屋外広告物基本計画に定める誘導基準を満たすなど、良好な景観形成に寄与している広告物であること。また、まち並みに合わせ、規模、形態、配置、内容、色彩などを創意工夫した広告物であること。

(2) 景観協力部門

ア 裾野市屋外広告物条例施行後に既存不適格となった広告物、又は静岡県屋外広告物条例施行規則の一部改正（平成25年3月29日公布）後に既存不適格となった広告物のうち、除却された広告物、許可基準を満たし新たに設置された広告物又は許可不要となる規模で新たに設置された広告物であること。

イ 許可基準を満たし設置された広告物、許可不要となる規模で設置された広告物のうち富士山などの眺望景観や自然景観、又は景観形成に配慮しまち並みを配慮し除却、改修された広告物であること。

4 募集の方法

(1) 募集期間 おおむね1か月間

(2) 応募資格 自薦、又は他薦による公募とする。

(3) 応募方法 以下のいずれかによる。

ア 応募用紙（別紙1）に記入し、写真を貼付け都市計画課に提出する。

イ ホームページから電子メールで都市計画課に提出する。

(4) 応募上の注意などは以下のとおりとする。

ア 1人何点でも応募可能とする。ただし、応募用紙1枚につき1件とする。

イ 添付する写真は4枚以内とし、広告物全体がわかるものと周辺のまち並みがわかるものとする。景観協力部門については、改善前と改善後がわかるものとする。

- ウ 過去に応募された広告物についての再度の応募も可能とする。(ただし、既に最優秀賞又は優秀賞を受賞した広告物を除く。)
- エ 応募作品の使用権は裾野市に帰属するものとし、資料や景観に関するイベントなどで使用するものとする。また、書類は返却しないものとする。
- オ 受賞作品は、広報紙やホームページなどを利用して広報するものとする。
- カ 建築基準法、都市計画法、屋外広告物条例などの法令に違反するものは対象から除くものとする。
- キ 他薦の作品で、広告主が審査を断ったものは対象から除くものとする。
- ク 屋外広告物の許可が不要となる小規模な広告物も対象に含むものとする。
- ケ 景観に配慮し、除却した広告物も対象に含むものとする。

5 審査方法

(1) 優良デザイン部門

- ア 選考は、裾野市景観アドバイザー会議委員で行い、書類審査にて受賞を決定する。ただし、審査委員が必要と認めるときは、現地審査を行うことができる。
- イ 表彰は、特に優れているものに対して、最優秀賞、優秀賞を授与する。その他の作品に対し、表彰基準に基づいて奨励賞を授与する。また、推薦者には感謝状を授与する。

(2) 景観協力部門

- ア 選考は、裾野市景観アドバイザー会議委員で行い、書類審査にて対象を決定する。ただし、審査委員が必要と認めるときは、現地審査を行うことができる。
- イ 表彰は、表彰基準に基づいて感謝状を授与する。

6 表彰基準

(1) 優良デザイン部門

最優秀賞及び優秀賞以外で以下のいずれかに該当するものに対し、奨励賞を授与する。ただし、著しく不適切と認められるもの（法令違反又は景観アドバイザー会議で不適切であると判断したもの）を除く。

- ア 建築物、周囲の景観やまち並みと調和しているもの
- イ 広告物自体の形態、意匠、色彩、素材などが優れているもの
- ウ 富士山などの眺望景観や自然景観へ特に配慮しているもの

(2) 景観協力部門

以下のいずれかに該当するものに対し、景観協力感謝状を授与する。ただし、著しく不適切と認められるもの（法令違反又は景観アドバイザー会議で不適切であると判断したもの）を除く。

- ア 景観に配慮して、規模の縮小や色彩を抑えたもの

- イ 景観に配慮して、既存店舗などと異なる素材、色彩、文字を用いたもの
- ウ 除却したもの

7 授与方法

(1) 優良デザイン部門

最優秀賞及び優秀賞は市長が授与し、奨励賞及び感謝状は景観アドバイザー会議会長が授与する。

(2) 景観協力部門

景観アドバイザー会議会長が授与する。

8 実施時期

表彰は隔年での実施を予定する。

9 雑 則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。